

第13号議案

中間市介護保険条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月28日提出

中間市長 松下 俊男

中間市介護保険条例の一部を改正する条例

中間市介護保険条例（平成12年中間市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（平成29年度における保険料率の特例）

第8条 平成29年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 38,142円
- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 52,011円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 55,479円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 62,414円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 69,348円
- (6) 次のいずれかに該当する者 83,218円

ア 合計所得金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条第2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が1,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 90,153円

ア 合計所得金額が1,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

- (8) 次のいずれかに該当する者 104,022円

ア 合計所得金額が3,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、又は第12号イに該当する者を除く。）

- (9) 次のいずれかに該当する者 117,892円

ア 合計所得金額が4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）
- (10) 次のいずれかに該当する者 124,827円
- ア 合計所得金額が6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）
- (11) 次のいずれかに該当する者 131,762円
- ア 合計所得金額が8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））又は次号イに該当する者を除く。）
- (12) 次のいずれかに該当する者 138,696円
- ア 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））に該当する者を除く。）
- (13) 前各号のいずれにも該当しない者 145,631円
- 2 平成29年度における令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく介護保険法施行規則第143条の3の規定にかかわらず、3,000,000円とする。
- 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,674円とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

中間市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(平成29年度における保険料率の特例)</u></p> <p><u>第8条 平成29年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 38,142円</u></p> <p><u>(2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 52,011円</u></p> <p><u>(3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 55,479円</u></p> <p><u>(4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 62,414円</u></p> <p><u>(5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 69,348円</u></p> <p><u>(6) 次のいずれかに該当する者 83,218円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条第2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が1,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>	<p>附 則</p>

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 90,153円

ア 合計所得金額が1,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 104,022円

ア 合計所得金額が3,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ、第10号イ、第11号イ、又は第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 117,892円

ア 合計所得金額が4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 124,827円

ア 合計所得金額が6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 131,762円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 138,696円

ア 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 145,631円

2 平成29年度における令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく介護保険法施行規則第143条の3の規定にかかわらず、3,000,000円とする。

3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,674円とする。